



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…一
- 保安林の指定……………(産業労働局農林水産部森林課)…二

告示

●東京都告示第六百六十三号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

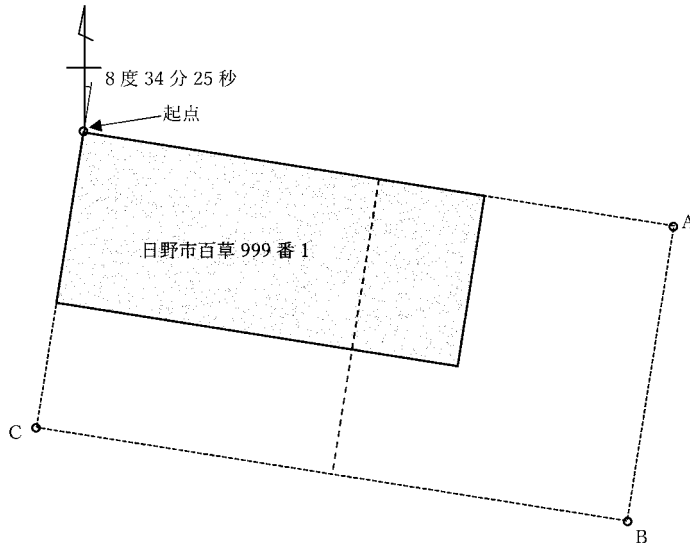
令和四年四月二十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (日野市百草地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有

害物質の種類 テトラクロロエチレン

別図



【起点】  
 起点は、座標値 (X=-38887.242 Y=-37568.433) とする。

【格子の回転角度 (8度 34分 25秒)】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例  
 ----- : 単位区画  
 ————— : 対象地境界  
 [Shaded Area] : 形質変更時要届出区域

(測地成果 2011)

地点	X 座標	Y 座標
起点	-38887.242	-37568.433
A	-38889.268	-37554.994
B	-38894.984	-37555.856
C	-38892.958	-37569.295

※上記の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第六百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和四年四月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所

大島町元町字ふきのうつ六〇三番一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 郵便番号 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 郵便番号 113-0001

